

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、宇佐市立南部学校給食センター運営委員会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和8年 月 日

宇佐市立南部学校給食センター運営委員会
会長 脇谷俊逸様

住 所 [法人、団体にあっては事務所所在地]

(ふりがな)

氏名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 宇佐市立南部学校給食センター運営委員会では、宇佐市暴力団排除条例及び宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。